

令和7年度前橋市住宅改修理由書作成業務助成金交付要項

令和7年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所介護保険課（2階）

電話 898-6157（直通）

224-1111（代表）

（内線3156）

この助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費（以下「介護保険住宅改修費」という）の適正な給付のため、介護支援専門員、その他要介護者等の住宅改修についての専門性を有する者が、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（前橋市介護保険規則（平成27年前橋市規則第48号）様式第20号又は様式第20号の2）に添付する住宅改修が必要な理由書（以下「理由書」という）を作成する業務を支援することを目的とします。
内容	助成対象者 理由書作成者の所属事業所を運営する事業者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。 （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 （2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 （3）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 （4）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 （5）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 （6）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 （7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 （8）暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

	<p>交付の対象となる事務（事業）及び対象経費</p>	<p>前年度中（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間）に支給決定された介護保険住宅改修費について、次に掲げる居宅介護支援事業所に属する有資格者が理由書を作成した場合の作成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）介護支援専門員 （2）前橋市地域包括支援センター設置要項により受託した委託地域包括支援センターの職員 （3）理学療法士 （4）作業療法士 （5）福祉住環境コーディネーター2級以上の方 <p>ただし、該当住宅改修の着工日の属する年度中に、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を受けることができません。</p> <p>①対象被保険者が理由書作成者の所属事業所から居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防ケアマネジメントのサービス提供を受けている場合。</p> <p>②対象被保険者が地域包括支援センターから介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントのサービス提供を受けており、かつ、理由書作成者の所属事業所が該当地域包括支援センターから対象被保険者の介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにかかる委託を受けている場合。</p>
	<p>交付金額</p>	<p>理由書作成1件につき2,000円</p> <p>ただし、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書1件につき理由書を複数作成した場合においても1件とします。</p>
	<p>交付条件</p>	<p>介護支援専門員その他要介護者等の住宅改修についての専門性を有する者が、要介護者等の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、理由書を作成した場合です。</p>
<p>交付手続等</p>	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>令和7年9月1日から令和7年10月31日までに、次の書類により申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（様式第1号） 2 住宅改修理由書作成対象者一覧（様式第2号） 3 対象者の住宅改修が必要な理由書の写し（P1）
	<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請書類等の審査及び給付状況の調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>
	<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>助成金交付請求書（様式第5号）により請求してください。内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>

	<p>【注】書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
実績報告書の提出	<p>助成金交付申請書が実績報告を兼ねます。</p>
交付決定の取消し又は助成金の返還	<p>1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 対象被保険者の介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給が取り消されたとき。</p> <p>2 助成金の交付を受けた後、交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額は、指定された期限までに返還しなければなりません。</p>
申請書等の書式	<p>1 交付申請書兼誓約書 (様式第1号) 2 住宅改修理由書作成対象者一覧 (様式第2号) 3 交付決定通知書兼交付確定通知書 (様式第3号) 4 交付不支給決定通知書 (様式第4号) 5 助成金交付請求書 (様式第5号)</p>